

106966
平成21年検第106967号
106968

起 訴 状

平成21年7月31日

千葉地方裁判所 殿

千葉地方検察庁

検 察 官 検 事 村 上 謙 介

下記被告事件につき公訴を提起する。



記

本 籍 東京都墨田区八広5丁目12番地

住 居 同区堤通2丁目3番1 東白鬚第一マンション1208号

職 業 無 職

勾 留 中

大 高 正 二
昭和16年1月29日生

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

勾 留 中

山 野 咲 子

[REDACTED]

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

職 業 [REDACTED]

勾 留 中

橋 本 和 憲

[REDACTED]

公 訴 事 実

被告人3名は、共謀の上、株式会社千葉興業銀行（代表取締役青柳俊一）の名誉を毀損しようと企て、別紙一覧表記載のとおり、平成21年1月28日から同年2月26日までの間、前後4回にわたり、千葉市美浜区幸町2丁目1番2号所在の同銀行本店前路上において、拡声器を使用し、「とにかく千葉興業銀行が山野から1400万円を詐欺、横領、強奪したことは間違いありません」「詐欺、横領、強奪犯千葉興業銀行。信用が第一であるはずの金融機関が、泥棒強盗のような悪質な営業を続けている、暴力団的な悪質な営業を続けている」「千葉興業銀行はやってはいけない迂回融資、ここで取り立ててはいけない者から残債を取り立て更に裁判で争われるとその裁判官まで買収する。裁判官だけではありません、書記官も全てです。買収して自分たちの悪行を押し込めた」「あなた方は弁護士と共謀で脅し、私から不当に脅し取ったんです」「迂回融資は、銀行法で禁止されていることです。民法708条によって不法融資したものだから不良債権が出てそこから取れないので全く融資も受けていない山野から取るというとんでもないことをやって横領したのが興銀さんです」などと大音量で演説し、もって公然と事実を摘示して同銀行の名誉を毀損したものである。

罪 名 及 び 罰 条

名 誉 毀 損

刑法230条1項、60条

別紙

一覧表

番号	犯行年月日	摘示内容
1	平成21年1月28日	<p>山野から強奪した1400万円、強奪横領した1400万円、それに利息を付けてお返し下さい。</p> <p>契約関係もない、保証人でもない物件の持主から残債を払わなかったら競売にかけると脅してそのようなやり方で回収するような金融機関などありえないとどこの銀行でも言われます。</p> <p>千葉興業銀行は、悪質な貸金業者だ。</p> <p>どう考えたって千葉興業銀行のやったことは詐欺、横領、強奪、恐喝これ以外の何者でもありません。</p> <p>千葉興業銀行は日本橋設計工務に悪知恵を入れ、すでに日本橋設計工務が売却している不動産を担保に千葉興業銀行は日本橋設計工務に4000万円の貸付をした。ところがこの日本橋設計工務は1300万円を残して債務不履行になった。日本橋設計工務は借入に当たり担保ばかりではなく保証人を付けていた。だから本来なら保証人から残債を取り立てるのが筋なんです。ところが千葉興業銀行は手っ取り早く、その貸してもいない山野の土地の担保権を悪用して山野から残りの1300万円と利息100万円を脅し取ったのです。これがこの犯罪の実態です。</p> <p>日本橋設計工務と結託して不動産の持主である山野の不動産を担保にして日本橋設計工務が千葉興業銀行から4000万を借りました。ところが日本橋設計工務は1300万円の負債を残して倒産いたしました。その残債1300万を借りてもいない山野から脅し取ったのです。</p> <p>銀行としてやってはいけない迂回融資をあなた方は教唆をし、それに基づいて物件を担保にお金を貸したといえます。物件を担保に貸したんですからお金を持ってこなければ抹消できませんとあなた方は言われました。そして既に建設が倒産する事を見越して融資したと思います。融資した設計工務は稼働しているにもかかわらず、保証人でもない物件の持主からあなた方は強制的に奪い取ったんです。</p>
2	平成21年2月5日	<p>千葉興業銀行はやってはいけない迂回融資、ここで取り立ててはいけない者から残債を取り立て更に裁判で争われるとその裁判官まで買収する。裁判官だけではありません、書記官も全てです。買収して自分たちの悪行を押し込めた。</p> <p>銀行さん、信用が第一ですよ。信用を失うような悪いことをやってはいけませんよ。</p> <p>千葉興業銀行さん、詐欺、横領、恐喝犯、これでよく、立派な看板を立てて平気でいられますね。</p> <p>千葉興業銀行さんの過ちを認めて強奪した1400万円と利息を返してください。</p> <p>とにかく千葉興業銀行が山野から1400万円を詐欺、横領、強奪したことは間違いありません。</p>
3	平成21年2月6日	<p>あなた方は弁護士と共謀で脅し、私から不当に脅し取ったんです。</p> <p>結局、残金1300万円とそれに対する利息100万円の合計1400万円、千葉興業銀行に強奪された。これが事件の全貌です。</p> <p>この裁判においても未だに千葉興業銀行は犯罪を積み重ねた。それは裁判官を買収したんです。書記官を買収したんです。ひどい話ですね。</p> <p>千葉興業銀行は、善良な人間を地獄に陥落とすようなひどいことをやって、平気なんですか。</p> <p>千葉興業銀行さん、千葉興業銀行の営業内容というのは詐欺、横領、恐喝ですか。</p>
4	平成21年2月26日	<p>詐欺、横領、強奪犯千葉興業銀行。信用が第一であるはずの金融機関が、泥棒強盗のような悪質な営業を続けている、暴力団的な悪質な営業を続けている。</p> <p>皆さん用心してください、お金のある人は、このような悪質な千葉興業銀行に預金をしておくと、いつの間にかお金がなくなっちゃっているんですよ、皆さん十分注意してください。</p> <p>本当に山野は苦しんでいる、これにもかかわらず、冷酷残酷に、山野から無理矢理その1300万円を取り上げた、こんな酷いことをやっているのが千葉興業銀行です。</p> <p>千葉興業銀行さん、頭取池澤秀夫さん、悪質な営業は止めてください、お金を返してください。詐欺、横領、強奪、悪質金融機関、千葉興業銀行、速やかに強奪したお金を返してください。</p> <p>詐欺、横領、強奪犯、千葉興業銀行、神妙にお縄につけ。</p> <p>迂回融資は、銀行法で禁止されていることです。民法708条によって不法融資をしたものだから不良債権が出てそこから取れないので全く融資も受けていない山野から取るというとんでもない事やって横領したのが興銀さんです。</p>

以上は 謄本 である。

前 同 日

千葉地方検察庁

検察事務官 片岡 衛